

達第六十四號

歳入歳出取扱規程中左ノ通改正ス

大正十年四月一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

一、別表委任仕拂命令官並經費取扱區分表中「海軍煉炭製造所長」及「海軍採炭所長」ノ欄ヲ削除シ「海軍兵學校長」ノ次ニ左ノ通追加ス

海軍燃料廠長	燃料廠	本廠(採炭部ヲ除ク)ノ仕拂ニ屬スル一切ノ經費
海軍燃料廠採炭部長	燃料廠採炭部	本部ノ仕拂ニ屬スル一切ノ經費

一、別表歳入徴收官、收入官吏並收入取扱區分表中「海軍採炭所長」及「海軍煉炭製造所長」ノ欄ヲ削除シ「海軍兵學校長」ノ次ニ左ノ通追加ス

海軍燃料廠長	海軍燃料廠	海軍燃料廠(採炭部ヲ除ク)ノ收入
海軍燃料廠採炭部長	海軍燃料廠採炭部	海軍燃料廠採炭部ノ收入

達第六十五號

患者依託治療及收療規則中左ノ通改正ス

大正十年四月一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

本則中「軍醫官」ヲ「軍醫科士官」ニ、「下士」ヲ「下士官」ニ、「卒」ヲ「兵」ニ改ム
第一條第一項第二號中「行軍出張等ニ際シ」ヲ「行軍出張等ノ際又ハ軍港以外ニ於ケル艦
裝中ノ艦船ニ於テ」ニ改ム
第一條第二項中「傳染病ナンドキ」ノ下ニ「若ハ特ニ應急治療ヲ要スルトキ」ヲ加フ
第四條第一號中「海軍豫備練習生」ヲ「神戸高等商船學校生徒」ニ改ム

八十七

海軍

0164

達第六十六號

委任仕拂命令官代理規程中左ノ通改正ス

大正十年四月一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

一、左表中「海軍探炭所長」及「海軍療炭製造所長」ノ權ヲ削除シ「海軍兵學校長」ノ次ニ左ノ通追加ス

海軍燃料廠長	海軍燃料廠會計部長
海軍燃料廠探炭部長	海軍燃料廠探炭部先任主計科士官

八十八

海軍

正誤

本年達第五十三號機關日誌、機關月報取扱及配註心得第二條ノ三但書中「操縦員ハ加減員ノ誤

大正十年四月一日

海軍省 副官

0165

改正

昭和三年
四月三十日
三休り
改正

達第六十七號

海軍燃料廠工務規則左ノ通定ム

大正十年四月一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

海軍燃料廠工務規則

第一條 海軍燃料廠ニ於テ生産スル燃料ハ品質、用途ニ依リ左ノ如ク區別ス

第一種煉炭 鑄形及製造年月ノ刻印ヲ附ス

第二種煉炭 波形及製造年月ノ刻印ヲ附ス

重油

輕質油

塊炭

雜用塊炭

粉炭

八十九
海軍

組 惡 炭

第二條 海軍燃料廠長燃料ノ品質又ハ形狀ニ依リ前條ニ規定セル刻印ヲ附シ難キトキハ之ヲ省略シ又生産品ニ依リ細別名稱ヲ附スルコトヲ得

第三條 海軍燃料廠長ハ毎年度製造スヘキ煉炭ノ大體配合比並製油ノ種類、品質、數量ヲ豫定シ吳鎮守府司令長官ヲ經テ海軍大臣ノ認許ヲ受クヘシ

第四條 海軍燃料廠長ハ令示豫算内ヲ以テ事業ニ必要ナル職工、鐵夫及人夫ヲ使役ス

第五條 海軍燃料廠ニ於テハ左記事項ニ對シ適當ナル設備若ハ方法ヲ定メ吳鎮守府司令長官ヲ經テ海軍大臣ノ認許ヲ受ケ之ヲ施行スヘシ

- 一、災害危險ヲ豫防スルコト
- 二、健康ヲ保全スルコト
- 三、風紀ヲ維持スルコト
- 四、公益ヲ害セサルコト
- 五、天災其ノ他非常ノ場合ニ對スルコト

0166

- 六、職工ノ精神教育慰安ニ關スルニト
- 第六條 海軍燃料廠ハ常ニ左記圖面及諸表ヲ備置クヘシ
 - 一、建築物位置圖
 - 二、軌道其ノ他家屋外ニ在ル機械ノ配置圖
 - 三、建築物目錄(第一號書式)
 - 四、機械配置圖及機械目錄(第二號書式)
 - 五、鑛區圖及一般炭柱圖
 - 六、鑛内實側圖
 - 七、職工、鑛夫名簿
- 第七條 建築物及機械ニハ總テ公稱番號ヲ附シ圖面及目錄ニ記載スヘシ
建築物ニハ其名稱及公稱番號ヲ記シタル標札ヲ掲ケ機械ニハ白色ノ塗料又ハ見分ケ易キ方法ヲ以テ其ノ公稱番號及成ルヘク其ノ機械ノ能力ヲ記載スヘシ
- 第八條 海軍燃料廠長ハ重要ナル機械ヲ増減購入若ハ廢却セントスルトキハ入費概算書

- ヲ添付シ吳鎮守府司令長官ヲ經テ海軍大臣ノ認許ヲ受クヘシ但シ購入ノ場合ニハ入費概算書ノ外第三號書式ニ依ル機械明細書ヲ添付スヘシ
- 第九條 海軍燃料廠海軍部外ヨリ燃料ノ製造又ハ試驗研究ノ依託ヲ受ケントスルトキハ海軍大臣ノ認許ヲ受クヘシ但シ作業費五百圓未満ノモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第十條 海軍燃料廠ニ於テ材料物品及機械ヲ直接外國ニ於テ購入ノ必要アルトキハ其ノ品名、數量所要期限事由等ヲ詳記シ且仕様書ヲ添付シ所屬長官ヲ經テ海軍大臣ニ具申スヘシ
- 第十一條 海軍燃料廠長ハ翌年度事業ノ豫定並所要豫算其ノ他必要ナル事項ヲ調査シ其ノ算出明細書ト共ニ前年度四月末日迄ニ海軍省軍需局長ニ通報スヘシ
- 第十二條 海軍燃料廠長ハ毎月生産及處分シタル生産品ノ數量ヲ翌月十五日迄ニ海軍大臣及吳鎮守府司令長官ニ報告スヘシ
- 第十三條 海軍燃料廠長ハ事業ノ概況ニ就キ毎年九年末日及三月末日迄ノ分翌月末日迄ニ又前年度分ヲ五月末日迄ニ海軍大臣及吳鎮守府司令長官ニ報告スヘシ

第十四條 海軍燃料廠長ハ職工負傷表病月報(第四號書式)ヲ調製シ毎月二十日迄ニ海軍大臣及吳鎮守府司令長官ニ報告スヘシ

第十五條 海軍燃料廠(探炭部ヲ除ク)ノ工務ニ關シテハ前諸條ニ規定セル外海軍工務規則第三章乃至第十章ヲ準用ス

第十六條 本規則施行細則及鑛夫ニ關スル規定ハ海軍燃料廠長之ヲ定メ海軍大臣ノ認許ヲ受クヘシ

附 則

明治四十年二月達第十一號及明治四十五年四月達第三十九號ハ本達施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

消

(別紙三葉添)

九十一

海軍

0168

第三號書式

機械明細書

番號	機械種類	數	重要寸法及能力	工場名代	價運	貨保險料	海關費	据附費	合計

備考

重要寸法及能力ハ成ルヘク詳細ナルヲ要ス若シ本表ノ欄内ニ記入シ難キトキハ別紙ニ記載シ添付スヘシ
同種類ノ機械ニシテ寸法若ハ能力ヲ異ニスルモノハ必ス其ノ個數毎ニ各別ニ記載スルヲ要ス

0170

第四號書式 用紙美濃判大

氏名	年	職名	休業日數	傷病名	發病日		結末	職工總數
					舊患	新患		
					治癒ノ日	死亡ノ日		

備考

- (一) 本月報ハ毎月末日現在ニ於テ調査スルモノトス
- (二) 本月報ニハ公務上ノ傷病ハ三日以上其ノ他ノ傷病ハ七日以上休業シタル者ニ限リ記載スヘシ但死亡シタル者ニ付テハ本項記載ノ休業日數ニ滿タサルトキト雖之ヲ記載スヘシ同一職工ニ付同一月内ニ二回以上月報ニ記載スヘキ事由ヲ生シタルトキハ各別ニ記載スヘシ
- (三) 休業日數欄ニハ其ノ月ニ於ケル休業日數ヲ記載スヘシ月末ノ休業日數カ規定ノ日數ニ滿タサルモ翌月ノ分ト合算シテ規定ノ日數以上トナル場合ニ於テハ之ヲ通算シ新患トシテ翌月ノ月報ニ記載スヘシ未治療ノ爲殘遺欄ニ記載シタルモノニシテ翌月ニ入り治療シタルトキハ翌月ニ於ケル休業日數規定ノ日數ニ滿タスト雖仍之ヲ翌月ノ月報ニ記載スヘシ
- (四) 傷病名發病又ハ負傷ノ日附判明セサルトキハ「不明」ト記載スヘシ
- (五) 結末欄ニ於テハ其ノ月内ニ治療シタル者ハ治療ノ日附其ノ月内ニ死亡シ又ハ治療ニ至ラスシテ解僱シタル者ハ死亡又ハ解僱ノ日附ヲ記載シ其ノ月内ニ治療セサル者アルトキハ殘遺欄ニ〇印ヲ附シ之ヲ舊患トシテ翌月月報ノ初メニ記載スヘシ
- (六) 職工總數欄ニハ其ノ月ノ末日ニ使用スル職工總數ヲ記載スヘシ
- (七) 公務傷病ト然ラサルモノトハ各別紙ニ認ムヘシ

0171

大正十三年達
第三十八号ニ依
リ本号ヲ改正
改正

達第六十八號

海軍艦砲操式別冊ノ通改ム

大正十三年達第五十七号

但シ艦ノ構造砲種及砲装ニ依リ本操式ヲ適用シ能ハサルトキハ之ニ準據シ適宜變更ス
ルコトヲ得此ノ場合ニ在ラテハ該事項ヲ速ニ海軍教育本部長ニ報告シ同時ニ海軍砲術
學校長ニ通報スヘシ

別冊ハ海軍教育本部ヲシテ所要ノ向ニ配付セシム

大正十年四月一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

九十二
海軍

達第六十九號

海軍共済組合法則施行細則中左ノ逕改正ス

大正十年四月一日

海軍大臣 男 爵 加藤 友三郎

第四條 政府給與金ハ給料仕務ノ際左記區分ニ依リ計算ノ上相當科目ヨリ支出シ之ヲ組合ニ給與ス

一、明治四十五年勅令第十八號ニ依リ給料總額ノ百分ノ二

二、大正九年勅令第八十號ニ依リ給料總額ノ百分ノ三但シ其ノ金額ハ年金給與ノ爲細

合員ヨリ増徴スル掛金ノ總額ヲ超ニルコトヲ得ス

第六條 療疾年金ハ別表第一號、特別死亡救済金ハ別表第二號、傷病救済金ハ別表第三號ノ區分ニ依ル

第七條中「業務ノ爲」ヲ「職務上」ニ改ム

第八條 退職年金ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ第四號書式ノ請求書ニ戸籍謄本ヲ添附シ所

九十三

海軍

轄廳長ヲ經テ海軍大臣ニ提出スヘシ

第九條 療疾年金ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ第五號書式ノ請求書ヲ所轄廳長ヲ經テ海軍大臣ニ提出スヘシ

所轄廳長療疾年金請求書ヲ進達スルトキハ第七條ノ診斷證書、現認證書及申告書ヲ添附スヘシ

第十條 遺族扶助金ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ第六號書式ノ請求書ニ死亡證書並規則第

三十三條ニ依リ救済金ヲ受領スヘキ者ナルコトヲ證明スヘキ戸籍謄本、年金證書ノ交付ヲ受ケタル者死亡ノ場合ニハ其ノ年金證書ヲ添附シ之ヲ所轄廳長ニ提出スヘシ

死者ノ扶養ヲ受ケタル者前項ノ救済金ヲ受ケムトスルトキハ地方警察官又ハ市區町村長(之ニ準スル者)ノ事實証明書ヲ添附スヘシ

第十一條 死亡救済金ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ第七號書式ノ請求書ニ戸籍謄本及主治醫ノ作成セル死亡證書ヲ添附シ之ヲ所轄廳長ニ提出スヘシ

死者ノ扶養ヲ受ケタル者前項ノ救済金ヲ受ケムトスルトキハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

海軍共済組合法則施行細則
第五十條之三

達第六十九號

海軍共濟組合規則施行細則中左ノ逕改正ス

大正十年四月一日

海軍大臣 男 爵 加藤 友三 郎

第四條 政府給與金ハ給與仕職ノ際左記區分ニ依リ計算ノ上相當科目ヨリ支出シ之ヲ返

達第六十九號海軍共濟組合施行細則中改正別表第一號乃至第三號、第四號
乃至第十五號書式及附錄第十一號書式第十二號書式ハ印刷出來ノ上添付ス

第六條 療疾年金ハ別表第一號、特別死亡救濟金ハ別表第二號、傷病救濟金ハ別表第三
號ノ區分ニ依ル

第七條中「業務ノ爲」ヲ「職務上」ニ改ム

第八條 退職年金ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ第四號書式ノ請求書ニ戸籍謄本ヲ添附シ所

九十三

海 軍

轄廳長ヲ經テ海軍大臣ニ提出スヘシ

第九條 療疾年金ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ第五號書式ノ請求書ヲ所轄廳長ヲ經テ海軍
大臣ニ提出スヘシ

所轄廳長療疾年金請求書ヲ進達スルトキハ第七條ノ診斷證書、現認證書及申告書ヲ添
附スヘシ

第十條 遺族扶助金ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ第六號書式ノ請求書ニ死亡證書並規則第
三十三條ニ依リ救濟金ヲ受領スヘキ者ナルコトヲ證明スヘキ戸籍謄本、年金證書ノ交
付ヲ受ケタル者死亡ノ場合ニハ其ノ年金證書ヲ添附シ之ヲ所轄廳長ニ提出スヘシ

死者ノ扶養ヲ受ケタル者前項ノ救濟金ヲ受ケムトスルトキハ地方警察官又ハ市區町村
長(之ニ準スヘキ者ヲ含ム)ノ事實証明書ヲ添附スヘシ

第十一條 死亡救濟金ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ第七號書式ノ請求書ニ戸籍謄本及主治
醫ノ作成セル死亡證書ヲ添附シ之ヲ所轄廳長ニ提出スヘシ

死者ノ扶養ヲ受ケタル者前項ノ救濟金ヲ受ケムトスルトキハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

0174 0173

第十二條 傷病救済金又ハ特症救済金ヲ受ケムトスル者ハ第八號書式又ハ第九號書式ノ

請求書ニ海軍病院若シテ當該陸軍醫科士官ノ診斷證書ヲ添附シ之ヲ所轄廳長ニ提出スヘシ

第十三條 職務以外ノ原因ニ依リ傷疾疾病ニ罹リ實際就業スルコト能ハサル者ハ組合指

定ノ醫師ノ診斷證書ヲ添附シ豫メ第十號書式ノ休業承認願ヲ提出スヘシ但シ止ムヲ得

サル事由アル場合ニ限り指定外ノ主治醫ノ診斷證書ヲ添附スルコトヲ得

前項ニ依リ休業ヲ承認セラレタル者休業日數八日以上ニ及ヒ療養救済金ノ給與ヲ受ケ

ムトスルトキハ第十一號書式ノ請求書ヲ所轄廳長ニ提出スヘシ

第十四條 脱退救済金又ハ勤績救済金ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ第十二號書式又ハ第十

三號書式ノ請求書ヲ所轄廳長ニ提出スヘシ

第十五條中「業務以外」ヲ「職務以外」ニ改ム

第十六條 本則ニ規定シタルモノノ外救済金給與ニ關シ必要ナリト認ムル書類ハ之ヲ提

出セシムルコトアルヘシ

第十七條 各廳長年金給與ノ請求書ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シテ海軍大臣ニ進達スヘ



第十七條ノ次ニ左ノ第十八條乃至第二十三條ヲ加フ

第十八條 前條以外ノ救済金給與ノ請求書ヲ受ケタルトキハ各廳長ハ調査ノ上出納主任

ヲシテ支給セシムヘシ

第十九條 年金受領者ニハ第十四號書式ニ依リ年金證書ヲ交附ス

年金證書ハ年金ノ支給其ノ他必要ノ場合ニ於テハ之ヲ呈示ヲ爲サシムルニトアルヘシ

第二十條 年金受領者年金ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ第十五號書式ノ請求書ニヨリ

本ヲ添へ年金證書ト共ニ所轄廳長ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ規則第十七條ニ依リ一時ニ數期分ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ其ノ

旨並詳細ナル事由ヲ請求書ニ記載スルヲ要ス

各廳長第一項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ調査ノ上出納主任ヲシテ支給セシムヘシ

第二十一條 年金受領者ノ所在不明ナルトキハ年金ノ支給ヲ停止スルコトアルヘシ

第二十二條 年金受領者死亡又ハ失踪シタルトキハ遺族扶助金ヲ給與スヘキ場合ノ外其

ノ遺族ヨリ速ニ年金證書ヲ所轄廳長ヲ經テ海軍大臣ニ返納スヘシ

第二十三條 年金受領者年金證書ヲ亡失シタルトキハ直ニ所轄廳長ヲ經テ之ヲ海軍大臣ニ届出ツヘシ亡失シタル年金證書ヲ發見シタルトキ亦同シ

年金證書ヲ亡失シタル場合ニハ年金證書ノ謄本ヲ複製シ本人ニ交付ス

第十八條ヲ第二十四條トシ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

組合ニ屬スル不動産ノ登記ノ囑託ニ付テハ其ノ不動産ヲ管理スル各廳長ヲ指定ス

第二十三條中「第十二號書式」ヲ「第十六號書式」ニ改ム

第三十條中「第十三號書式」ヲ「第十七號書式」ニ改ム

第三十二條中ニ左ノ一號ヲ加フ

十 退職 年金證書發行原簿（附錄第十一號）

第三十三條中ニ左ノ一號ヲ加フ

七 遺族 年金受給者原簿（附錄第十二號）

第三十五條中「第十四號書式」ヲ「第十九號書式」ニ改ム



第三十六條及第三十八條中「第十五號書式」ヲ「第二十號書式」ニ「第十六號書式」ヲ「第二十一號書式」ニ「第十七號書式」ヲ「第二十二號書式」ニ改ム

第三十九條中「第十七號書式」ヲ「第二十二號書式」ニ改ム

第四十條中「第十八號乃至第二十五號書式」ヲ「第二十四號乃至第三十一號書式」ニ改ム

第四十一條中「規則第十九條」ヲ「規則第二十條」ニ「第二十六號書式」ヲ「第十八號書式」ニ改ム

第十九條ヲ第二十五條トシ以下第四十五條迄ヲ順次繰下ク

第四十七條ヲ第五十二條、第四十九條ヲ第五十三條、第五十條ヲ第五十四條トス

第三號書式中救濟區分ノ下「傷病（甲、乙）」ヲ削ル

第五號書式救濟金前拂請求書、第六號書式保證書、第七號書式追給請求書ヲ削リ第四號、第八號、第八號ノ二、第九號、第九號ノ二、第十號、第十一號書式ヲ第七號乃至第十三號書式ノ通改メ第四號、第五號、第六號、第十四號、第十五號書式ヲ追加ス

第十二號書式ヲ第十六號書式、第十三號書式ヲ第十七號書式、第二十六號書式ヲ第十八號書式トシ

第十四號書式ヲ第十九號書式トシ以下第二十五號書式迄ヲ順次繰下ク
各表中「等級」ヲ「賃錢別」ニ改メ等級ヲ各賃錢ニ改ム

九十六

海軍

0177

別表第一號

別表第一號

廢疾年金區分表

種	甲		乙			
	等一	等二	等一	等二	等三	等四
	兩眼ヲ盲シタル者 二肢以上ヲ亡シタル者 咀嚼、言語機能ヲ併セ廢シタル者	内臓ノ機能ヲ大ニ妨グルニ至リタル者 二肢以上ノ用ヲ廢シタル者 不具又ハ廢疾ト爲リ常ニ介護ヲ要スル者	一肢ヲ亡シタル者 不具又ハ廢疾ト爲リ時々介護ヲ要スル者	四肢ノ言語機能ヲ妨グルニ至リタル者	内臓ノ機能ヲ妨グルニ至リタル者 一肢ノ用ヲ廢シタル者 内臓ノ一個又ハ一部ヲ亡シタル者 不具者ハ廢疾ト爲リ介護ヲ要セサル者	給料百二十日分 給料百二十日分 給料百二十日分 給料百二十日分 給料百二十日分 給料百二十日分

備考
 一、各種各等ノ一ニ條ヲ他ノ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキハ其ノ原因及兼症ノ程度ニ應ジ主症タル傷疾疾病ニ對スル相當金額ノ外尙給料三十日分以内ヲ増給ス
 二、各種各等ノ一ニ當ルモ其ノ症狀輕キトキ又ハ上肢ノ左側ナルトキハ相當金額ノ内ヨリ給料二十日分以内ヲ減給ス
 三、前二號ニ依リ増減スルモ規則第二十二條ノ各種最上段ヲ超ヘ又ハ最下段ヨリ減スルコトヲ得ス
 四、本表中某部ヲ亡シトアルハ其ノ一部ヲ失ヒタルモノヲ包含シ某部ノ用ヲ廢ストアルハ僅ニ其ノ機能ヲ存スルモ作用上之ヲ廢スルニ等シキモノヲ包含ス又本表ニ掲グル以外ノ傷疾疾病ハ各部ニ準シテ其ノ金額ヲ定ム此ノ場合ニ於テ兼症アルトキハ第一號ヲ適用スルコトヲ得

別表第二號

特別死亡救済金區分表

種別	額	
	甲	乙
特別死亡救済金區分表	自己ノ過失ニ因ラサル者	自己ノ重大ナラサル過失ニ因ル者
	給料二年六月分	給料二年三月分

別表第一號

種		等級	區分	金額
甲	一	兩眼ヲ盲シタル者 二肢以上ヲ亡シタル者		給料百八十分
	等	眼障、言語機能ヲ併セ廢シタル者		
二	一	内臟ノ機能ヲ大ニ妨グルニ至リタル者		給料百五十日分
	二	二肢以上ノ用ヲ廢シタル者		

本別表第一號乃至第三號、第四號乃至第十五號書式及附錄第十一號書式第十二號書式ハ本年達第六十九號海軍共濟組合規則細則中改正ニ添付スヘキモノトス

種	等級	區分	金額
備考	一	各病各等ノ一ニ條テ他ノ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキハ其ノ原因及兼症ノ程度ニ應ジ主症タル傷疾疾病ニ對スル相當金額ノ外尙給料三十日分以内ヲ増給ス	
	二	各種各等ノ一ニ條ルモ其ノ症狀輕キトキ又ハ上肢ノ左側ナルトキハ相當金額ノ内ヨリ給料二十日分以内ヲ減給ス	
	三	前二號ニ依リ増減スルモ規則第二十二條ノ各種最上限度ヲ超ヘ又ハ最下限度ヨリ減スルコトヲ得ス	
	四	本表中某部ヲ亡ストアルハ其ノ一部ヲ失ヒタルモノヲ包含シ某部ノ用ヲ廢ストアルハ僅ニ其ノ機能ヲ存スルモ作用上之ヲ廢スルニ等シキモノヲ包含ス又本表ニ掲グルル以外ノ傷疾疾病ハ各部ニ準シテ其ノ金額ヲ定ム此ノ場合ニ於テ兼症アルトキハ第一號ヲ準用スルコトヲ得	
	等	不具若ハ廢疾ト爲リ介護ヲ要セザル者	

別表第二號

種別		區分	金額
甲	額	自己ノ過失ニ因ラザル者	給料二年六月分
乙	額	自己ノ重大ナラサル過失ニ因ル者	給料二年三月分

特別死亡救済金區分表

0179 0178

傷病救済金區分表

等級	區	分		金額
		甲	乙	
第一等	イ	兩眼ヲ盲シタル者	二肢以上ヲ亡シタル者	給料二年六月分
		四肢以上ヲ亡シタル者	四肢以上ノ用ヲ廢シタル者	給料二年三月分
	ロ	内臓ノ機能ヲ大ニ妨クルニ至リタル者	不具者ハ癱瘓ト爲リ常ニ介護ヲ要スル者	給料二年分
		一肢ヲ亡シタル者	不具者ハ癱瘓ト爲リ時々介護ヲ要スル者	給料一年六月分
	ハ	内臓ノ機能ヲ妨クルニ至リタル者	一肢ノ用ヲ廢シタル者	給料一年五月分
		不具者ハ癱瘓ト爲リ介護ヲ要セザル者	内臓ノ一個又ハ一部ヲ亡シタル者	給料一年四月分
ニ	一眼一耳ノ機能ヲ併セ廢シタル者	兩耳ノ機能ヲ廢シタル者	給料一年三月分	
	一肢ノ用ヲ廢シタル者	不具者ハ癱瘓ト爲リ介護ヲ要セザル者	給料一年二月分	
イ	足關節下ノ板ヲ三分ノ一以上ヲ亡シタル者			

等級	區	分			金額
		甲	乙	甲	
第三等	ロ	生殖器ヲ失シ其ノ機能ヲ廢シタル者	一眼ヲ盲シタル者	給料十一月分	
		頸若ハ腰ノ運動ヲ大ニ妨クルニ至リタル者	四肢ノ運動ヲ廢シ又ハ大ニ妨クルニ至リタル者	給料十月分	
	ハ	鼻ヲ失シ其ノ機能ヲ大ニ妨クルニ至リタル者	拇指示指ヲ併セ亡シタル者		
		示指中指環指ヲ併セ亡シタル者	拇指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタル者		
	ニ	示指中指環指小指ノ用ヲ併セ廢シタル者	泌尿生殖器ノ機能ヲ大ニ妨クルニ至リタル者	給料九月分	
		拇指ヲ亡シタル者	示指中指ヲ併セ亡シタル者		
イ	拇指示指ヲ除キ他ノ三指ヲ亡シタル者	拇指示指ノ用ヲ併セ廢シタル者			
	示指中指環指ノ用ヲ併セ廢シタル者	第一趾ヲ併セ二趾以上ヲ亡シタル者			
甲	第一趾ヲ除キ他ノ三趾以上ヲ亡シタル者	頭蓋骨ノ缺損ヲ臨シタル者			
	示指ヲ亡シタル者	拇指示指ヲ除キ他ノ二指ヲ亡シタル者	給料八月分		
乙	拇指ノ用ヲ廢シタル者				

第 四 等	ホ	示指中指ノ用ヲ併セ瘥シタル者 毎指示指ヲ除キ他ノ三指ノ用ヲ瘥シタル者 第一趾ヲ亡シタル者 一眼ノ視力ヲ妨クルニ至リタル者 一耳ノ機能ヲ瘥シタル者 四肢ノ運動ヲ妨クルニ至リタル者 歯指ヲ除キ他ノ二指ノ用ヲ瘥シタル者 示指ノ用ヲ瘥シタル者 第一趾ヲ除キ他ノ三趾以上ヲ亡シタル者	乙	給料七月分
	ヘ	頭首ニ大ナル腫形ヲ遺シタル者 第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ瘥シタル者 第二趾ヲ亡シタル者 一耳ノ機能ヲ大ニ妨クルニ至リタル者 中指若ハ環指若ハ小指ヲ亡シ又ハ其用ヲ瘥シタル者 女子ニシテ其ノ外観ニ醜瘡ヲ遺シタル者 齒牙一個以上ヲ亡シタル者	甲	給料六月分
	イ	第二等イニ該當スル者	甲	給料一年分
	ロ	第二等ロニ該當スル者	甲	給料十一月分
	ハ	第二等ハニ該當スル者	甲	給料十月分
	ニ	第二等ニニ該當スル者	甲	給料九月分
	ホ	第三等イニ該當スル者	乙	給料八月分
			甲	給料七月分

ハ	第三等ロニ該當スル者	甲	給料六月分
ト	第三等ハニ該當スル者	甲	給料五月分
チ	第三等ニニ該當スル者	甲	給料四月分
リ	第三等ホニ該當スル者	乙	給料三月分
×	第三等ヘニ該當スル者	乙	給料二月分

備 考

- 一 本表中甲乙ノ區分左ノ如シ
 - 甲 自己ノ過失ニ因ラサル者
 - 乙 自己ノ重大ナラサル過失ニ因ル者
- 二 各等ノ一ニ該テ其ノ一若ハ二以上ニ當ル傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルトキハ其ノ原因及症候ノ程度ニ應ジ主症タル傷疾疾病ニ對スル相當金額ノ外尙給料二月分以内ヲ増給ス
- 三 各等ノ一ニ該ルモ其ノ症候ノ輕キトキ又ハ上肢ノ左側ナルトキハ相當金額ノ内ヨリ給料四十日分以内ヲ減給ス
- 四 前二號ニ依リ増減スルモ規定期別表第二號ニ掲グル各等最上限ヲ越ヘ又ハ最下限ヨリ減スルコトヲ得ス
- 五 本表中其部ヲ瘥ストアルハ其ノ一部ヲ失ヒタルモノヲ包含シ其部ノ用ヲ瘥ストアルハ僅ニ其ノ機能ヲ存スルモ作用上之ヲ瘥スルニ等シキモノヲ包含ス又本表ニ掲グル以外ノ傷疾疾病ハ各部ニ準シテ其ノ金額ヲ定ム此ノ場合ニ於テ兼症アルトキハ第二號ヲ準用スルコトヲ得

備考 本請求書ト共ニ本人ノ脱帽半身ノ手札形寫眞(蓋紙ニ貼付セサルモノ)ニ葉ヲ提出スベシ

(第四號書式)

退職年金請求書

年 月 日

原籍 現住所

職名

海軍大臣宛

給料

氏名

加入年月日

脱退年月日

加入年数

年齢

右請求ス

(第五號書式)

廢疾年金請求書

年 月 日

原籍 現住所

職名

海軍大臣宛

給料

氏名

廢疾年月日

傷病名

廢疾年数

區分表ノ區分

右請求ス

備考 本請求書ト共ニ本人ノ脱帽半身ノ手札形寫眞(蓋紙ニ貼付セサルモノ)ニ葉ヲ提出スベシ

年月日

原籍
現住所

(請求者)

死亡者ノ
關係

氏

名

◎

廳長宛

遺族扶助金請求書

死亡者元所屬

職名

氏

名

死亡者脱退年月日

死亡年月日

死亡者ノ受ケタル
年金ノ種類及金額

右請求ス

(第六號書式)

(第七號書式)

年月日

原籍
現住所

(請求者)

死亡者ノ
關係

氏

名

◎

廳長宛

(特別) 死亡救済金請求書

死亡者元所屬

職名

給料

氏

名

死亡者原籍

死亡年月日

死亡原因

加入年数

特別死亡救済金
区分表ノ区分

(普通死亡救済金請求書ニ限リ)

(特別死亡救済金請求書ニ限リ)

右請求ス

0183

年 月 日

原籍
現住所

職名

給料

氏

名

所屬
職長宛

傷病救済金請求書

傷病
疾
病
年
月
日

傷
病
名

傷病救済金
区分表ノ区分

右請求ス

(第八號書式)

(第九號書式)

年 月 日

原籍
現住所

職名

給料

氏

名

元所屬
職長宛

特症救済金請求書

加入年月日

解雇年月日

加入年数

右請求ス

0184

(第十號書式)

右出願ス

所屬	年月日	職名	給料	氏名	
應長宛					
休業承認願					
病名	別紙診断書ノ通				
休業日数	年 月 日ヨリ	年 月 日ヨリ	日間		
療養地	府(縣)	郡(市)	村(町)	番地	(寄留又ハ宿泊ノトキハ何某方ト名記ヲ要ス)

(第十號書式)

右請求ス

所屬	年月日	職名	給料	氏名	
應長宛					
療養救済金請求書					
療養救済金請求日数	年 月 日	年 月 日	日間		
休業承認日数	年 月 日	年 月 日	日間		
療養救済金請求日数	年 月 日	年 月 日	日間		

日分 (休業承認中途ニシテ解雇、解僱又ハ出業ノ場合ハ、但シ何月何日經済又ハ出業ニ付實際休業何日間ト記入スルコト)

備考 療養救済金ヲ數回ニ分チ請求スルトキハ第二回以後ノ分ニ對シテハ余白ニ前回迄ノ救済金請求日数及請求年月日ヲ記入スルモノトス

年 月 日

原籍
現住所

元所屬

職名

給料

氏

名 ②

廳長宛

脱退救済金請求書

加入年月日

脱退年月日

脱退事由 (五年未満ニシテ脱退シタルモノニ限ル)

右請求ス

(第十二號表式)

(第十三號表式)

年 月 日

原籍
現住所

元所屬

職名

給料

氏

名 ②

廳長宛

勤続救済金請求書

加入年月日

脱退年月日

加入年數

脱退ノ事由 (女子組合員ニ限ル)

右請求ス

退(廢)第 號

退職(廢疾)年金證書

元所屬

職名

氏

名

本人寫
眞貼付

年 年
月 月
日 日
脱 生

退職(廢疾)年金 圓

海軍共濟組合規則ニ依リ前記年金ヲ終身間給與ス

大正 年 月 日

海軍大臣 爵 氏 名

(第十四號書式)

(第十四號書式ノ裏面)

- 一 本證書ノ年金額ハ之ヲ四分シ毎年三月六月九月及十二月ニ於テ其ノ前三月分ヲ支給ス但シ死亡ノ場合ハ期月ニ拘ラス隨時之ヲ支給ス
- 一 毎期年金ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ其ノ都度海軍共濟組合規則施行細則第十五號書式ノ請求書ヲ提出スヘシ
- 一 本人死亡シタルトキハ遺族ヨリ直ニ本證書ヲ返納スヘシ
- 一 本人退職ノ日ヨリ 年以内ニ死亡シタルトキハ遺族ニ扶助金ヲ給與スヘキニ付相當權利者ヨリ海軍共濟組合規則施行細則第六號書式ニ依リ請求スヘシ
- 一 年金ヲ實質讓與貸入シタリト認メタルトキハ支給ヲ停止ス
- 一 本證書ヲ亡失シタルトキハ直ニ其旨ヲ届出ツヘシ
- 一 本人改氏名シタルトキハ本證書ニ戸籍謄本ヲ添ヘ其ノ旨ヲ届出ツヘシ
- 一 本證書ハ必要ニ應シ何時ニテモ之カ呈示ヲ爲サシムルコトアルヘシ

0187

備考 海軍省海軍組合規則第十七條ニ依リ一時ニ敘期分ノ支給ヲ受ケムトシテ「當期年金支給請求書」ノ代リニ「年金一時支給請求書」ト記シ且詳細ナル事由ヲ附記スヘシ

年 月 日

原籍
現住所

職名

給料

氏

名

◎

元所屬
廳長宛

當期年金支給請求書

年金證書番號

年金證書日附

年金證書面金額

支給ヲ受クヘキ
年金ノ屬スル期間

(自人正)

年 年

月 月

日 日

月 月

間)

右請求ス

(第十五號書式)

0188

年金證書 年月日書號	退 年 金 額	本 籍 名	現住所	前職名	氏名	生年月日	脱 退 年 月 日	年 金 額	摘 要
---------------	------------------	-------------	-----	-----	----	------	-----------------------	-------------	--------

附録第十二號

共済組合退職者年金受給者原簿

共済組合退職者年金證書發行原簿

附録第十一號

發 行 年 月 日	發 行 番 號	所 屬 名	本 籍 名	現住所	前職名	氏名	生年月日	退 年 月 日	年 金 額	摘 要
-----------------------	------------------	-------------	-------------	-----	-----	----	------	------------------	-------------	--------

0189

達第七十號

海軍共濟組合購買所規則中左ノ通改正ス

大正十年四月一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

第一條中「第二十八條」ヲ「第三十八條」ニ改ム

第十五條中「第三章第二十條ヨリ第二十四條」ヲ「第三章第二十六條ヨリ第三十條」ニ「第

四章第二十八條第二十九條並第五章第三十三條第三十四條第三十七條ヲ準用ス」ヲ「第

章第三十四條第三十五條並第五章第三十九條第四十條第四十三條ヲ準用ス」ニ改ム

達第七十一號

海軍共濟組合病院規則中左ノ通改正ス

大正十年四月一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

第一條中「第二十八條」ヲ「第三十八條」ニ改ム

第二十條中「第三章第二十條ヨリ第二十四條」ヲ「第三章第二十六條ヨリ第三十條」ニ「第

九十七

海軍

四章第二十八條ヨリ第三十條」ヲ「第四章第三十四條ヨリ第三十六條」ニ「第五章第三十

三條第三十四條第三十七條ヲ準用ス」ヲ「第五章第三十九條第四十條第四十三條ヲ準用

ス」ニ改ム

0190

達第七十二號

艦船職員服務規程中左ノ通改正ス

大正十年四月九日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

第三百三十一條ノ二 艦長ハ其ノ艦軍港要港其ノ他艦船管泊地以外ニ於テ憲兵所在地又ハ其ノ附近ニ入港碇泊ノ際ハ成ルヘク當該地所管ノ憲兵隊本部又ハ憲兵分隊ニ其ノ旨豫報又ハ通報スヘシ

(諸例則卷一、三〇八頁參照)

九十八

海軍

0191

達第七十三號

大正十年勅令第八十號海軍服制中改正ノ實施期日ニ拘ラス遠隔ノ地ニ在ル者ニ限り現品ノ交付ヲ受クル迄従前ノ規定ニ依ル制服ヲ用キルコトヲ得

大正十年四月十一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

達第七十四號

明治四十三年達第百三十二號別表中臺灣總督府無線電信所略符號ノ欄内「富貴角」ヲ「基隆」ニ改ム

大正十年四月十一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

參照 明治四十三年達第百三十二號ノ海軍艦船ト朝鮮總督府、臺灣總督府及樺東都督府所屬無線電信所間ノ無線電報通信取扱ニ海軍無線電報取扱規則適用ノ件ナリ
(諸條例卷二、五六五頁參照)

達第七十五號

艦艇類別等級別表中海防艦ノ欄「千代田」ヲ前リ水雷母艦ノ欄「迅鯨」ノ下ニ「千代田」ヲ加フ

大正十年四月十四日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

(諸例題卷二、四〇四頁參照)

海軍

0193

達第七十六號

軍艦加古外三隻ニ左ノ通信號符字ヲ點付ス

大正十年四月十五日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

G	G	G	G
Q	Q	Q	Q
A	A	A	A
S	R	P	O
神	川	那	加
通	内	珂	古

達第七十七號

海軍無線電報取扱規約中左ノ通改正ス

大正十年四月十五日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

附表第一海軍艦(船)名及海軍無線電信所名略符號ノ欄二等巡洋艦ノ部中鬼怒ノ次ニ左
如ク加フ

J	J	J	J
R	R	L	L
Q	P	Y	X
神	川	那	加
通	内	珂	古

(諸例則卷三、五四二ノ一〇頁参照)

正 誤

本年達第六十七號海軍燃料廠工務規則第十三條中「九年末日」ハ「九月末日」「ノ分翌」ハ「ノ分ヲ翌」ノ誤

大正十年四月十五日

海 軍 省 副 官

達第七十八號

雇員傭人規則中左ノ通改正ス

大正十年四月二十三日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

第二條表中按生及坑内取締ノ欄「採炭所」ヲ「燃料廠」ニ改メ按生ノ欄「煉炭製造所」ヲ削
ル

第三條表中坑手、倉庫丁及看護婦ノ欄「採炭所」ヲ、電話丁ノ欄「煉炭製造所」ヲ「燃料廠」
ニ改メ倉庫丁ノ欄「煉炭製造所」ヲ削ル

(諸例則卷一、一〇三五頁參照)

達第七十九號

海軍無線電報取扱規約中左ノ通改正ス

百一 海 軍

大正十年四月二十三日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

附表第一海軍艦(船)名及海軍無線電信所名略符號ノ欄海軍無線電信所ノ部中「J B
青島」ヲ削除ス

(諸例則卷二、五四二、一〇頁參照)

0195

達第八十號
海軍考課表規則中左ノ通改正ス

大正十年四月二十三日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

第三條左表中佐官尉官ノ欄「九月十五日」ヲ「九月十日」ニ、「十月一日」ヲ「九月二十五日」ニ改メ備考第一號ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ別表第三號及第五號ノ「乙表」ノ寫「欄」ノ記註ハ之ヲ省略スルニトナシ

第三十二條第二號「例」中「(體力氣力)」ヲ「(體力)」ニ、「上ノ下」ノ項ヲ「中ノ上」稍疲ノ易ク頑健トハ云ヒ難シ」ニ改メ其ノ次行ニ

(氣力)

上ノ上 扶群特ニ攻撃精神ニ富ミ再壯活潑號令等大ニ良シ」ヲ加フ

同條第三號中「體力氣力」ヲ「體力及氣力」ニ改ム

第三十三條第十一號中「甲」ヲ「特」ニ、「乙」ヲ「甲」ニ、「丙」ヲ「乙」ニ、「丁」ヲ「丙」ニ改ム

別表第一號中左ノ如ク改ム

海軍省ノ部

次官ノ行被考課官中「艦裝員長、艦裝員、」及記事「中」又艦裝員長艦裝員ヲ調製官ニ指定シ他ノ艦裝員ノ考課表ヲ「ヲ削リ人事局長ノ行ニ左ノ記事ヲ加フ

局長ハ部外勤務ノ定員外武官ヲ調製官ニ指定シ同一場所ニ勤務スル他ノ定員外武官ノ考課表ヲ調製セシムルコトヲ得

艦政本部ノ部ヲ左ノ如ク改メ「造兵廠」ノ部ヲ削ル

艦政本部	部 長	監 督 長	本部長指定ノ高等武官
艦政本部長	課長、部員、特務士官	監督官、監督會計官	准士官、下士官、兵
部長、所長、監製官、監修官、監修員、出仕、造兵廠又ハ造兵廠ノ主任、造兵廠又ハ造兵廠ノ主任、造兵廠又ハ造兵廠ノ主任	課長ハ部員ヲ調製官ニ指定シ出仕、監督官及造兵廠又ハ造兵廠ノ主任ヲ命ゼラレタル造兵廠又ハ造兵廠ノ主任ヲ調製官ニ指定シ他ノ艦裝員ノ考課表ヲ調製セシムルコトヲ得	監督官ハ部員ヲ調製官ニ指定シ出仕、監督會計官ハ部員ヲ調製官ニ指定シ出仕、監督官ハ部員ヲ調製官ニ指定シ出仕、監督會計官ハ部員ヲ調製官ニ指定シ出仕	准士官、下士官、兵ハ部員ヲ調製官ニ指定シ出仕、准士官、下士官、兵ハ部員ヲ調製官ニ指定シ出仕

航空機試験所	造兵廠		火藥廠	
	検査官、部長、軍醫長	佐官、尉官、特務士官	准士官、下士官、兵	所員、主計長
所長	廠長指定ノ高等武官	軍部検査官長	廠長指定ノ高等武官	所長

鎮守府ノ部中「無線電信所」ノ次ニ左ノ如ク加ヘ「煉炭製造所」及「採炭所」ノ部ヲ創ル

燃料廠		燃料廠長	
部長	副官、部長	部長、特務士官	副官、部長
廠長指定ノ高等武官	下士官	該武官ノ調製セシ考課表ハ部長之ヲ査閱スヘシ	

別表第二號中「監獄」ノ次ニ左ノ如ク加ヘ「煉炭製造所」及「採炭所」ノ部ヲ創ル

燃料廠	廠長又ハ部長	部長又ハ廠長指定ノ高等官
-----	--------	--------------

百四
海軍

別表第三號、第四號、第五號中

體力氣力	體力氣力
ノ欄ヲ各	ニ改ム

(諸例則卷一、一〇一七頁参照)

0197

逕第八十一號

海軍武官任用進級取扱規則中左ノ通改正ス

大正十年四月二十三日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

別表第一號中海軍省ノ部

次官
議裝員長

議裝員長

ヲ

次官

ニ改ム

同表中艦政本部ノ部ヲ左ノ如ク改ム

百五

海軍

艦政本部					
艦政本部長					
本部長	部長	部長	所長	造船兵監督長	艦裝員長
部	部	部	部	部	部
長	長	長	長	長	長
部	部	部	部	部	部
長	長	長	長	長	長
部	部	部	部	部	部
長	長	長	長	長	長

同表中鎮守府ノ部

煉炭製造所長
探炭所長

首席所員
所長

ヲ

0198

燃料廠長	部	長	ニ改ム
燃料各部長			

同表中「造兵廠」「火藥廠」ノ部ヲ削ル

同表備考上欄第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第六號以下順次繰下ク

六、本表ニ掲ケサル各部ニアリテハ其ノ長ノ長ノ長ノ長ヲ授擢名簿調製官ハ直屬上官、佐官尉官ノ

授擢名簿調製官ハ其ノ長トス

同備考下欄第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第三號以下順次繰下ク

三、本表ニ掲ケサル各部ニアリテハ其ノ長ヲ特務士官以下ノ授擢名簿調製官トス

別表第二號中佐官尉官ノ欄「九月十五日」ヲ「九月十日」ニ、「十月一日」ヲ「九月二十五日」ニ改ム

様式第一、第二、第三中

海上勤務日數(航空勤務日數)

ノ下ニ各

現官中特命其ノ他勤務ニ服セサル事項及其ノ日數

現官中刑罰

ノ二欄ヲ加フ

(附例即卷一、八九三頁参照)

達第八十二號

海軍給與令施行細則中左ノ通改正ス

大正十年四月二十三日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

第二十五條ノ二 給與令第二十三條ノ加條ハ第一表ニ依リ之ヲ支給ス

第二十九條中「給與令第二十二條」ヲ「年額又ハ月額」ニ改ム

第三十條第一項中「第一項乃至第四項」及同項第一號中但書ヲ削ル

第三十一條 給與令第五表各欄ノ加條ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ支給ス

- 一 定發港内ニ在ル艦船定發港外ニ出航スルトキハ其ノ前日迄、歸航スルトキハ其ノ翌日ヨリ第一欄ノ額
- 二 北緯四十四度以南同二十六度以北ノ本邦沿岸ニ在ル艦船同緯度外ノ本邦沿岸、支那沿岸又ハ北緯五十度以南ノ亞細亞露領沿岸ニ航海スルトキハ最終港灣出航ノ日ヨリ、之ト反對ノ場合ニハ初メテ北緯四十四度以南同二十六度以北ノ本邦港灣ニ

百七 海軍

到著ノ日迄第三欄ノ額

三 本邦沿岸、支那沿岸又ハ北緯五十度以南ノ亞細亞露領沿岸ニ在ル艦船北緯五十度

以北ノ亞細亞露領沿岸又ハ東經四十度以東西經百五十度以西ノ外國(支那及亞細亞露領ヲ除ク)

沿岸ニ航海スルトキハ最終港灣出航ノ日ヨリ、之ト反對ノ場合ニハ初メテ本邦、支

那又ハ北緯五十度以南ノ亞細亞露領港灣ニ到著ノ日迄第四欄ノ額

四 艦船東經四十度以東西經百五十度以東ノ沿岸ニ航海スルトキハ最終港灣出航ノ日

ヨリ同經度ニ達シタル日ノ前日迄第四欄其ノ當日ヨリ第五欄ノ額、之ト反對ノ場

合ニハ同經度ヲ離レタル日迄第五欄其ノ翌日ヨリ初メテ本邦、支那又ハ北緯五十

度以南ノ港灣ニ到著ノ日迄第四欄ノ額

第三十三條 給與令第五表備考第二項ニ依リ支給スル加條ハ艦船新ニ所屬ト爲リ初メテ

定發港ニ到著ノ日ヨリ所屬ヲ解カレ出航ノ日迄之ヲ支給ス所屬艦船一時内地ニ同航ス

ルトキ又ハ一時他ノ指揮下ニ屬セシメラレタルトキ亦同シ

第三十四條 削除

0200

第三十五條中「及第二十九條」ヲ削除

第七十五條、第七十六條及第七十九條中「扶助金」ヲ「給與令第六十九條ノ扶助金」ニ改ム

第七十八條 削除

第八十三條ノ二 給與令第七十一條ノ二ノ扶助金ハ入團ノ日ヨリ、單身ノ應召者應召中

新ニ家族ヲ生シタルトキハ其ノ日ヨリ、召集解除死亡又ハ單身ト爲リタルトキハ其ノ

日迄之ヲ支給ス

應召者召集ヲ解除セラレタルモ傷疾疾病ノ爲歸郷セシメ難キ場合ニハ退院又ハ退團ノ

日迄召集中ノ例ニ依リ扶助金ヲ支給ス

第八十三條ノ三 給與令第七十一條ノ二ノ扶助金ハ應召者ト同一戸籍内ニ在ル妻ニ、妻

ナキトキハ子二人以上ノトキニ、妻子共ニナキトキハ應召者指定ノ家族ニ之ヲ支給ス

第八十三條ノ四 文官又ハ雇員傭人等ニシテ召集ニ應シ奉職官公署ヨリ俸給又ハ給料ノ

補給ヲ受クル者ニハ扶助金ヲ支給セズ

第八十三條ノ五 給與令第七十一條ノ二ノ扶助金ハ召集解除ノトキ應召者在籍鎮守府所



在地ノ經理部ニ於テ之ヲ支給ス但シ應召者單身ト爲リ又ハ死亡等ノ場合ニ於テハ其ノ
際支給ス

第八十三條ノ六 應召者本則第八十三條ノ三ニ依リ妻子以外ノ家族ヲ指定シタルトキハ

其ノ氏名住所ヲ所轄長ヲ經テ在籍鎮守府人事部長ニ届出ヘシ

第八十三條ノ七 人事部長ハ扶助金ノ支給ヲ受クヘキ應召者家族ノ氏名住所等扶助金支

給上必要ナル事項ヲ其ノ地ノ經理部ニ通知スヘシ

第八十三條ノ八 支給スヘキ扶助金アリテ之ヲ受クヘキ家族死亡シ又ハ所在不明ト爲リ

他ニ受クヘキ者ナキトキハ之ヲ本人ニ支給ス

第三百三十一條ノ二 食料ハ第十九表ノ二ニ依リ現ニ服務スル所ニ於テ食數ニ應シ之ヲ支

給ス

第三百三十五條 削除

第三百三十六條 艦船外國支那、亞細亞露、亞細亞露、亞細亞露ニ航海スルトキノ食料ハ本邦、支那、亞細亞露領最

終港灣出航ノ日ヨリ初メテ本邦、支那、亞細亞露領ノ港灣ニ到着ノ日迄外國糧ヲ支給

第百三十六條ノ二 任用進級等ニ依リ食料ノ給額ニ異動アルトキハ辭令受領若ハ官報ニテ承知ノ日ヨリ相當ノ額ヲ支給ス

第百三十八條 給與令第七十九條ノ二ノ食料ハ之ヲ本人ニ支給ス

給與令第八十六條ノ食料ハ主計科士官(主計科士官ヲキトキハ)タル生徒糧食委員又ハ嗜好糧食委員ニ支給ス

給與令第八十七條ノ食料ハ本人ニ之ヲ支給ス但シ羅逐艦、潜水艦及水雷艇ニ於テ自ラ糧食ヲ調辦スル場合ニ支給スルモノハ前項ニ準ス

本人ニ支給スル食料ハ適宜食卓辯、生徒糧食委員又ハ總代人ヲ定メ之ヲ支給スルコトヲ得

第一表ヲ別表ノ如ク改ム

第十一表備考第三項ヲ左ノ如ク改ム

現役滿期又ハ歸休ヲ命セラルヘキ下士官兵ノ被服物品ハ滿期又ハ歸休ノ前々月ヨリ其

百九 海軍

ノ交付交換ヲ停止スルコトヲ得

第十四表中

臂章	二個
----	----

ヲ

雨衣	一個
臂章	二個

ニ改ム

第十七表品質制式ノ欄下士官兵其ノ他ノ部艇靴ノ項中「潜水艦」ノ下ニ「及航空隊」ヲ加フ

第十九表ノ二ヲ別表ノ如ク改メ第十九表ノ三ヲ削ル

第五號書式(食數報告票)ノ記事「乙」ノ下ニ「丁」ヲ加ヘ「庚、丙」ヲ削ル

第八號書式(糧食品支出簿)食料ノ項中「巳」「戊」「ニ」「庚」ヲ「已」ニ改メ「丙」ノ項ヲ削ル

附 則

本達ハ大正十年四月分ヨリ之ヲ適用ス

(會計法規彙集中、三七頁參照)

(別表二葉添)

第一表 (第二十五條ノ二ニ依リ朝鮮、臺灣、關東州、樺太在勤者ニ於テハ加俸)

職名	日 額		職名	日 額		職名	日 額	
	甲	乙		甲	乙		甲	乙
各科中將	六六〇〇	四六〇〇	各科少尉	一七〇〇	一四〇〇	二等下士官	五五〇	三〇〇
各科少將	五八〇〇	四三〇〇	各科特務大尉	二六〇〇	二〇〇〇	三等下士官	四〇〇	三〇〇
各科大佐	四八〇〇	三三〇〇	各科特務中尉	二五〇〇	二〇〇〇	一等兵	三〇〇	二〇〇
各科中佐	三九〇〇	二九〇〇	各科特務少尉	二〇〇〇	一八〇〇	二等兵	二〇〇	一〇〇
各科少佐	三〇〇〇	二四〇〇	候 補 生	一五〇〇	一三〇〇	三等兵	二〇〇	一七〇
各科大尉	二五〇〇	二〇〇〇	准 士 官	一七〇〇	一四〇〇			
各科中尉	一八〇〇	一六〇〇	一 等 下 士 官	一五〇〇	一三〇〇			

一、甲トハ北緯三十七度以北ノ朝鮮、臺灣、關東州及樺太、乙トハ北緯三十七度以南ノ朝鮮ヲ謂フ

二、最高支官、同待遇者ノ加俸ハ甲ニ在リテハ本俸ノ三割乙ニ在リテハ本俸ノ二割ニ各三百六十圓ヲ加ヘタルモノヲ年額トシ、判任支官、同待遇者ノ加俸ハ甲ニ在リテハ本俸ノ四割乙ニ在リテハ本俸ノ三割ニ各十五圓ニ加ヘタルモノヲ月額トス

第十九表ノ二 (第百三十一條ノ二) (依ル食料)

考 備	一 食 金 額		區 別
	本邦、支那、朝鮮、臺灣、露、蒙、支那	外 國	
甲	三十五錢	四十二錢	將 官 室 艦隊職員、旗艦艦長、 將官、勅任文官
	三十錢	三十七錢	艦長室、士官 士官、特務士官、候補 生、委任文官同待遇者
乙	二十五錢	三十二錢	准士官室 准士官、判任文官同 待遇者
	二十錢	二十五錢	給與令第七十九號ノ二第二號、第三號及第八十七條ニ依ル食料
丙	二十錢	二十五錢	陸上勤務外宿中ノ下士官兵並無線電 信所及望樓勤務ノ軍人
	二十五錢	二十五錢	北海道、小笠原島、朝鮮、臺灣及關東州 ニ在ル無線電信所及望樓勤務ノ軍人
丁	五 錢	八 錢	給與令第八十七條ニ依ル夜食料
戊	四 錢	六 錢	給與令第八十六條ニ依ル嗜好食料
巳	五 錢	七 錢	給與令第八十六條ニ依リ潜水艦所屬部隊艦艇又ハ母艦ヨリ糧食 ノ配給ヲ受ケタル場合ニ給スル嗜好食料

甲ノ食料ハ本表ノ區別ニ依ルノ外左ノ各號ニ依ル
 一 演習ノ際特ニ乘組ヲ命セラルル艦隊官將官ナルトキハ其ノ幕僚ニハ將官室ノ額
 二 艦隊職員旗艦以外ノ艦艇ニ在ルトキハ其ノ室相當ノ額
 三 艦船乗員ニシテ其ノ官ニ相當スル室ノ設ナキ艦艇ニ乗組ノ協合ニ於テハ其ノ現ニ
 在ル室ノ額
 四 官用船舶乗組ノ士官、特務士官、候補生及高等文官同待遇者ニハ士官室、准士官及
 判任文官同待遇者ニハ准士官室ノ額

達第八十三號

雇員傭人給與規則中左ノ通改正ス

大正十年四月二十三日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

第九條第一項ヲ左ノ如ク改ム

雇員傭人ニシテ北緯三十七度以北ノ朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ在勤スル者ニハ給料ノ六割、北緯三十七度以南ノ朝鮮ニ在勤スル者ニハ給料ノ五割ヲ増給ス
第三表ヲ別表ノ如ク改ム

附 則

本達ハ大正十年四月分ヨリ之ヲ適用ス

(會計法規類集中、三二九頁參照)

(別表一葉添)

百十
海
軍

0205

第三表 艦船航海増給表

備人	日給一圓二十錢以上	日給一圓二十錢以上	日		額
			北緯四十四度以北 東經四十四度以西	東經四十四度以西	
同六十錢以上	六	三十二	北緯四十四度以北 東經四十四度以西	東經四十四度以西	四十八錢
同六十錢未滿	六	二十四	北緯四十四度以南 東經四十四度以西	東經四十四度以西	三十六錢

一 朝鮮ニ在ル軍港要港ヲ定緊港トスル艦船乗組備人ニハ日給ノ五割ヲ給ス
 二 臺灣又ハ關東州ニ在ル要港ヲ定緊港トスル艦船乗組備人ノ航海増給ハ日給ノ六割トス

達第八十四號

經營需品定額表中左ノ通改正ス

大正十年四月二十六日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

主計長 主管

區	別	類別	番號	品名	數稱	摘	要
改正	品	二	一三	辭令紙 乙	枚	修業證書 (簿籍練習生用)	
同	同	二	三三	現狀報告 乙	枚	修業證書 (簿籍練習生用)	

修業證書
(簿籍練習生用)

修業證書及防備簿現狀報告規則第一條第二項、
第二條、第三條、第四條、第五條及第六條
用甲、乙

百十一

海軍

0207

達第八十五號

卒業證書及修業證書書式中左ノ通改正ス

大正十年四月二十六日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

第十二號書式ノ次ニ左ノ書式ヲ加フ

(第十三號書式)

第 號

修業證書

海軍豫備練習生

氏 名

海軍(軍事學航海機關)科教程修業ヲ證ス

年 月 日

何海兵團長官位勳功爵氏名

印 職

百十二

海 軍

附 則

本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

(諮詢則卷一、七〇〇頁參照)

大

0208

達第八十六號

海軍潜水學校規則中左ノ通改正ス

大正十年四月二十九日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

第十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ入校後十日以内ナルトキハ校長ハ在籍鎮守府司令長官ニ補缺採用ノ手續ヲ請求スルコトヲ得

別表停年勤務日數ノ欄中「停年」及「特修兵」ニ在リテハ各科各術練習生教程卒業以後ノ勤務日數ヲ記入スヘシ第十三條ニ該當スル海軍三等水兵及三等機關兵ハ各其ノ停年ヲ記入スヘシヲ削リ「併記」ヲ「記」ニ改ム

(諸例則卷一、五四八ノ八頁參照)

0209

達第八十七號

右帝國軍艦籍ヨリ除カル

軍艦 秋津洲

驅逐艦 鷹

驅逐艦 曙

右帝國驅逐艦籍ヨリ除カル

大正十年四月三十日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

達第八十八號

艦艇類別等級別表中軍艦ノ欄内「秋津洲」ヲ、同驅逐艦ノ欄内「鷹、曙」ヲ削除ス

大正十年四月三十日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

(諸例則卷二、四〇四頁参照)

百十四

海軍

正誤

本年達第六十三號艦管需品經理規程別表第二號中三號礦油 B ノ供用區別欄記事ハ「主

「タルピン」機軸、全減速齒車装置及潜水艦發動機ノ強壓注油潤滑用」ノ誤

大正十年四月三十日

海軍省 副官

0210